

THE MONBU-ZIHÔ

文部時報

第 8 5 2 号

うごき	1—7
教育公務員の任免等に関する法律案	1
新しい小学校と新制中学校建築の手びき	3
國語政策の展開	5
教育委員会にはどんな人がよいでしょう？	7
教育委員会法について(一)	相良 惟 8
学校給食の現況について	細野 福治 12
新制中学校モデル建築指定要項について	
.....教育施設局工営課	16
海外教育欄 (USIS)	18
——大学と労働教育——	
教育復興と学生運動について等通達	22
文部大臣あて投書半箇年の総計	文書課弘報掛 28
重要通達事項一覧表・法令告示事項	32・29
文部日誌	表紙の2

9

月

1948年

文部省調査局編集

昭和十年十月三日第三種郵便物認可

昭和二十三年九月十日発行

(毎月一回発行)

國語政策の展開

終戦以來文部省を原動力として進められて来た國語政策の線、いわゆる國語の民主

化・平易化の線は、いうまでもなく次の四つを基軸とする。すなわち――

1. 漢字制限——「当用漢字」の制定
 2. 表音的かなづかいの採用——「現代かなづかい」の制定
 3. 公用文の現代化——公用文の口語化するローマ字による國語教育の実施
 4. 昭和二十三年度に入っても、この四つを基軸として、國語を眞に國民全体のものとするための施策が進められていることに、変りはない。この基本動向に変化はない。
- けれども、それならば、この線の方向において、どんな新しい事実が生み出されるかはどんな動きが生まれようとしているか。
- 新しい事実や動きのないところに、政策の発展はなく、発展のないことはすなわち停滞であり、また後退でありやすい。しかも、國語政策は、総じて文化教育に関するいかなる施策とも同じように、あるいはそれらの施策のいかなる場合にもまして、その効果を早急に期待すべきものでなく、いわゆる長い目で見、太い心組みで立案し、進展させられるべきものである。それだけに、ともすれば、停滞や後退に陥りがちであるのだ。
- ところで、國語政策に関する新しい事実

た協議会であるか、いわゆる官廳のことば及び文章を、徹底的に平易化し、純化しようとする意図を持たた仕事である。さきに、各省の協力を得て、総理廳・文部省の共同編集で発行された「公用文の手びき」よりも、いっそう廣範圍にまた詳細にわたる新しい用字例・用語例が、この協議会から生れるであろう。公用文の口語化の仕事は、これによって更に徹底すると同時に、一般に國語の平易化、純化の仕事の上に、いっそう精密な、具体的な指針が與えられるようになることと思われる。

第三には、近く設立される國立國語研究所である。

國立國語研究所の設立については、近く各界の權威を集めた創設委員会が設置され、その委員会によって、研究所の性格、事業等が十分に検討されて後、設立の運びに至ることとなっている。

明治以來、國語研究所の設立は長く学界の期待であり、懸案であったが、このたびの設立によって、それはようやく満たされることとなった。

國立國語研究所の全部は、まだここで詳しく述べることはできないが、とまれ、その設置によって、國語政策がその立案の基礎をより堅確にし得ることは確実である

や動きは、以下に述べよう。私たちの周辺に見いだされるのである。私たちは、さびわいに停滞や後退を發見しないことを喜ぶべきである。しかし、この新しい事実や動きそのものを通じて、また國語政策が、今や新しい段階、より細密な研究調査を必要とし、より多い苦心を必要とする段階に入。て来たことを認めざるを得ない。それは、上述の線を進んで来た國語政策の当然直接すべき段階であるが、この段階において精力的に事が進められ、実効を生じるのには、専門家のよりいっそうの努力とともに、いわばしるうとの良識による進展がますます必要となるのである。日本のことばと社会の發達のために、國語政策の現段階が、みごとにその要求を実現することを、私は望まざるを得ない。

さて、新しい事実としては、第一に「当用漢字」の字体について國語審議會が調査審議を終えて、文部大臣に答申したことがあげられる。

既に新聞にも發表されているが、「当用漢字体表」の規定しようとするところは「当用漢字」のそれらについて字体の根本を確定することであり、またその字体の確定については、印刷・筆写の間の相違を少なくし、同一の字に存する字体の多様性を整理

と思う。國立國語研究所の設置によって、國語政策は、確かに新しい段階に入り得ることとなるであらう。

以上の三点が、昭和二十三年度に入。て現われて来た、國語政策に関する新しい事実であり、新しい動きである。そして、私たちは、以上の例からしても、國語政策が「当用漢字体表」・「現代かなづかい」制定のありの段階より、一步進み、深められた段階に入りつゝあることが意識されると思う。

それは、一面において、日本における文字やことばの使い方に關する限定につき、いっそう専門的な嚴密さを実現しようとする時期に入ったことを意味する。と同時に、國語の、民主化を意図する施策が、専門的分野以外の廣範な、生きた社会の協力をいっそう必要とする段階に入。たことを意味するであらう。

(一九四八・八・六、文部省教科書國語課長釘木久春)

X X X X X

し、できるだけ簡易な字体を取らうとして、約言すれば、読みやすく、書きやすい、漢字の書き方の基準を定めようとすることにある。

「当用漢字体表」が一般に実施されるようになるとき、漢字制限の事業は、初めて一應のまとまりに達するわけである。すなわち、「当用漢字体表」の制定による漢字の數(ないしは種類)の確定、「同音訓表」の制定によるよみ方の確定について、当用漢字の書き方の確定に至り得るからである。

この意味において、「当用漢字体表」が実施されることは、教育上にも、印刷文化の上にも與える影響が、きわめて大きい。

新聞を初め印刷の専門家は、いづれも國語審議會の答申案を支持しているが、これが完全に実施されるのには、長年月を必要とするのであり、多くの經濟的問題がこれからむのであり、この案の成立は、國語政策が実効をあげようとする上に多くのくふうと努力とを課するであらう。

第二には、六月十五日閣議決定を見、総理廳と文部省とが協働して仕事に當。ている「公用文改善協議会」の設置と、そのすべり出しである。これは内閣官房長官を會長、官房次長及び文部次官を副會長とし、各省廳の總務局長、民間各界の權威を集め

○教育委員は
どんな人がよいでしょう？

十月五日の教育委員選舉にはどんな人に投票したら、よいでしょう？

- 1、教育について、永続的な深い信念をもち、眞の民主的社會を日本に建設することに献身する人。
- 2、社會の教育上の諸要求を熟知し、その要求を満たすに当り、學校の演ずべき役割を理解しておる人。
- 3、すぐれた判断力と健全な道德的性格をもち、社會から深く尊敬されている人。
- 4、自分が、社會の一部でなく、全體を代表していることを自覚した人。

○次のようなのはだめ。

- 1、どの職業にも成功してない人。
- 2、教育委員の地位を踏み台に利用する人。
- 3、特定の政黨、團體、協會、労働組合、その他一切の團體、あるいは個人の利己的目的を達成することを中心に考え、社會の利益と要求とを犠牲にする人(九月九日總司令部民間情報局教育課長オア氏談話中の一部抄録)

編集後記

○9月号の編集を終った。東京都では雷雨・落雷が毎日のようにあつて、蒸し暑い日が続く。8月2日午前11時川崎市では、アナベル台風の景物であつたという、幅500メートル長さ1,000メートルの、大きな「たつまき」が起り、そのため100余の人命死傷と、同数の人家倒壊という結果となつた。7月24日発表された22日付マ元帥の國家公務員についての書簡は、8月の労働攻勢と、國家公務員法問題に関連して、廣く勤勞職員の間や政治家の間なたつまき以上の警告を與えた。それ以來、國家公務員法改正という問題が、10月初めに開会と予定された臨時議会の主目標となつてゐる。

○10月は教育委員会法によつて、都道府縣委員は7名、地方委員は5名の選挙が行われる。そのうえで教育委員会は組織され、そしてその地方の実状に即した教育行政が行われる手順となる。しかし、それがためには、選挙する地方の人々が、少くとも教育に対して理解のある委員が見つかるだけの、最小限の素養がなくてはならない。そのための準備として、終戦後、とくに教育専門の新聞や雑誌でない、中央・地方の有力な諸新聞雑誌でさえ、政治・経済・社会・文藝のいずれの欄にも、民主日本復興第一を目ざして、教育報道や教育論説のために、相当の紙面を割当ててゐることが連日である。

○教育行政の中央集権制から、新たに地方分権制への一大轉換である。教育委員会法の公布実施は、大幅の教育行政事項の地方委譲であつて、それは同法教育委員会の職務権限を規定してある第49條、第50條を見ることによつて、いかにその廣範圍であるかに驚かされるであろう。それは学校その他の教育機關の設置・運営と教職員の任免その他人事に関すること、及び教科内容とその取扱ひ、教科用図書採択等々、23項目にわたつてゐるのである。

○文部省の機關誌という性格を持つ文部時報

の使命は、そのお陰で影が薄くなるかといふとそのようなことはなくて、文部行政事項の地方委譲が廣範圍であることと正比例して、その使命は一歩と重大となつた。CIEの教育意図を、わが國の教育に実現するという施策方針を、地方へ徹底させるために、文部時報誌の普及の必要範圍はこの際一躍して、各地方のはてのはてまで及ばなければならないこととなつた。調査局統計課昭和22年12月1日付調査によると、教育機關中、学校だけで官公私立の総数は53,175校という数であるから、5万余校の職員が、一校一冊ずつ、共同購読するとして、5万部は出さなければならぬ。読んでためになる雑誌以上に、読まなければならない雑誌、読まずにはいられない雑誌という目標を立てて、本誌編集委員一同は結束して懸命に努力している。32ページの用紙割當需給では、読者の要望に應ずるだけの内容を盛ることは困難であるが、できるだけ内容に新味を加えたいから読者諸君から、お氣付の点を遠慮なくお知らせ願ひたい。

文部時報 (月1回10日発行)
 定價 1部10圓—6ヶ月60圓・年120圓
 (送料は別)
 臨時増大號発行の節は別に代金申受け
 ます。御註文はすべて前金に願ひます。
 前金切れの場合は送本いたしません。

昭和23年9月7日印刷納本(第852号)
 昭和23年9月10日発行

禁轉載 東京都千代田區 5番町10番地4
發行者 大谷 保
 東京都立川市曙町 3の55
印刷者 小山倉之助
 東京都立川市曙町 3の55
印刷所 行政学会印刷所
 電話 立川242
 東京都中央區銀座西7丁目1番地
發行所 帝國地方行政學會
 會員番号 A 120015
 電話 銀座660.661.662.663番
 振替口座 東京13番

購読御申込に就いて
 購読御希望の方は發行所に「小爲替」
 で御申込み下さい。全國の学校一校
 一冊をめざしています。